




International Labour Organization

公正なグローバル化と社会正義のための持続的な回復

ILOアジア太平洋地域総局長
山本 幸子
Tokyo, October 9, 2009





Decent Work for All ASIAN DECENT WORK DECADE 2004-2015



International Labour Organization

弱体化している労働市場の現状



- 世界の失業者は、2009年に3.9~6.1千万人増(2007年比)
 - アジア太平洋地域で7~11百万人の増加
- 世界の失業者数2.19~2.49億人(2009年)は、過去最高
- 毎年4.5千万人も若者が労働市場に参入し、更なる過剰要因に
 - 若年者、女性、移民労働者が最も弱い立場
- 開発途上国におけるインフォーマル経済の増加←社会保護制度が未整備
 - アジア太平洋地域で、非正規雇用にある労働者は5千万人以上に及ぶ。
- アジア太平洋地域で、貧困や職のある貧困の削減率が鈍化。増加に転じた国すらある。
- 経済安定化の兆候はあるが、雇用の回復には更に4-5年

International Labour Organization

仕事に関する世界協定



- ILO総会で採択
- G20のほか、G8や国連経済社会理事会でも支持
- 国際的、地域的な組織による支援の下、国が経済的、社会的、環境面での持続性をもちながら進行中の危機対応の強化を採用することができるようなバランスの取れた現実的な政策に関するポートフォリオ
- 経済回復と雇用回復の時間差を小さくするように設計
- 各国や各地の実情に合わせて可能
- ILOのディーセントワークアジェンダに基づき。
 - 労働における基本的原則と権利の尊重、両性の平等、回復と発展に重要な主張、参加と社会対話の促進
- 単なる回復だけでなく、公正なグローバル化、環境にやさしい経済、繁栄や社会正義の支援にもなる枠組み

International Labour Organization

経済危機対応による更なる悪化の防止



- 2009年9月、ILOはG20ピッツバーグ首脳会合で、54カ国の経済危機対応を調査して報告
- G20対象国において、2009年には、雇用・社会保護施策により7~11百万人の雇用を確保
- 最もよく用いられた施策:
 - 追加的な公共投資、中小企業に対する手当や減税、中小企業に対する信用供与、職業訓練プログラム、労使に対する助言指導、資金移動による社会保護
- 対応が遅れがちな分野:
 - 労働者のトラフィッキングや児童労働防止への取組み、公共入札への中小企業参入の促進、産業別の助言指導の推進、労働監督の能力向上、移民労働者に対する保護

International Labour Organization

ピッツバーグG20首脳会合の概要


- 「国民が望む良質の雇用を生み出すようなDurable回復」を確保するための力強く持続的でバランスよい成長のための制度の整備
 - 各国首脳は、ディーセントワークを支持し、雇用維持と雇用増加の優先順位を促進するような回復計画の実行を約束。加えて、失業者や失業のおそれの高い人に対する収入確保、社会保護と職業訓練を続け、現状が困難であっても、国際的な労働基準を軽視する理由にはならないことに同意。全世界的な成長が幅広く裨益することを確実にするため、ILOの仕事における基本的原則と権利と関連付けて政策を遂行すべきとした。
- 仕事に関する世界協定は高く評価され、「グローバル化の社会的側面を前進させるための一般的枠組みの重要な要素を採用すること」を約束
- フォローアップ: ILOによる雇用と訓練に関する訓練戦略
2010年前期の雇用に関するG20雇用労働大臣会合

International Labour Organization

社会的に正しく公正なグローバル化の形成におけるディーセントワーク

- ILO: 「世界共通の持続的な平和は、社会正義に基づいてのみ創りうる」との基本的考え方に到達した。
- 使命: 社会正義と人間の価値に基づく仕事の世界に向かってかじをきること。
- 2008年、ILO総会は、公正なグローバル化のための社会正義に関する宣言を採択した。
 - 政労使での長い協議過程を経た成果
 - グローバル化の社会的側面に関する世界会議における結論と勧告を受けたもの



公正なグローバル化のための 社会正義に関する宣言の要点



- 仕事の世界を通じて社会正義を推進するための構想とプログラムの設定
- 組織の義務に関する付託の見直し
- 社会正義と公正なグローバル化の明示的な関連付け
- フィラデルフィア宣言(1944)及び仕事における基本原則と権利に関する宣言(1998)の拡大
- デーセントワークアジェンダが世界共通であることの確認
- UN全体での社会正義アジェンダへの貢献
- 国際・国内NGO (IGOs and NGOs)に対する支援



公正なグローバル化のための社会正義に 関する宣言: 範囲と原則 (I)



- ILOの重要な役割として、加盟国が困難に向き合い、グローバル化の機会を有効に生かせるよう支援すること定義
- ILOが加盟国を援助する能力を強化する必要性を特定
- デーセントワークの概念を次の4つの戦略目標に要約
 - 雇用
 - 社会保護
 - 社会対話
 - 仕事における権利
- 国際労働基準は、戦略目標すべてに適用するとともに、その達成の手段でもあること。



公正なグローバル化のための社会正義に 関する宣言: 範囲と原則 (II)



次の2つの重要な原則に付加価値を与えるもの。

1. ILOの目的が世界共通であること、すなわちすべての人がその目的を推進すべきこと。
2. 4つの戦略目標は相互依存であること、すなわち不可分で、互に関連し、支えあう関係であり、どれかが損なわれると他にも影響する。

次の2つの同様に重要な原則で補足

1. 目的をどのように達成するかは、加盟国がその国の置かれた状況や優先度により決めるべきこと。
2. ILOのすべての加盟国間での連携と協力は、目的の達成よりもはるかに重要であること。



不可分で、互に関連し、支えあう事例



よりよい仕事とは、

- 企業における労働基準の向上を支援: 納入業者に一定の労働基準を要求する企業が多いグローバル市場で、競争できるよう支援
- 労働基準の向上により企業が競争力を増し、生産性向上や労働の質を高めることができること。
- 現地企業、国際的な消費者、政府、労使団体を関与させること。
- グローバルな供給網にかかわる人たちのための公正なグローバル化
- ILOとIFCの特別なパートナーシップ
- アジアでは、カンボジアとベトナムで事業が進行中



ILO-Japan Programme ① ILO/ASEAN 労使関係事業



- ASEAN各国における対話型の労使関係構築によるDecent work推進
各国の発展状況、法令・制度の枠組み、慣行などを考慮しつつグローバル化に対応
- 労使関係の知識の普及によるASEAN各国や事務局の能力向上



ILO-Japan Programme ② ASEAN安全衛生ネットワーク支援



- ASEANの枠組みで活動するOSH-NETを技術的に支援
- ASEAN地域全体の安全衛生水準向上
- 労働安全衛生マネジメントシステム推進と第187号条約の批准促進



ILO-Japan Programme ③ 労働力移動適正化プロジェクト



- 労働力移動におけるディーセントワーク推進(タイ、ラオス、カンボジアなど)
 - 雇用創出、訓練等による海外労働の長期的軽減
 - 海外労働者の就労、生活状況の改善
- 地域における労働市場の安定化に貢献



ILO-Japan Programme ④ 環境に配慮した雇用対策



- 気候変動条約などを踏まえた環境対策に対応した雇用を創出
 - ←廃止事業から生ずる失業者の受け皿
- 環境対策が雇用創出につながり、途上国においても環境対策が持続



まとめ



- 回復から、持続的発展と公正なグローバル化に向けての新たな取組みが必要
 - > 温室効果ガスが少なく、雇用重視で、貧困削減に資するような戦略
- 持続的発展のためのバランスよい統合的なアプローチ
- 持続的な企業経営、すべてに対する社会保障、環境にやさしい雇用、三者構成主義、対話と仕事における権利の尊重
- ディーセントワークは、社会的に正しく公正なグローバル化の形成において重要な役割



ASIAN DECENT WORK DECADE 2006-2015
Decent Work for All



Thank you

For more information, please contact:

ILO Regional Office for Asia and the Pacific
www.ilo.org/asia

